

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般財団法人 兵庫県バスケットボール協会]

[記載日：2021年12月27日(月)]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 2016年2月に法人化し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて定款や諸規則を制定し、それを遵守することで、適切な団体運営及び事業運営に努めている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営に当たり、原則1(1)に挙げた関連法令の他、スポーツ施設等を利用する場合は当該施設の利用規則等を、県や市の所有する施設等を利用する場合は県や市の関係条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 理事会、評議員会における計算書類及び事業報告の承認手続きや、監事による監査等を通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。	

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 協会の目指すべき基本方針は、毎年度の事業計画書で定めている。しかし、それを具体的に文章化して当協会サイト等で公表していないが、各種大会プログラムの巻頭言会長あいさつや表彰式等のあいさつに盛り込みながら、表明している。	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法人化した当初は、定款及び基本規程の遵守を各役員に対して求め、領収書一つの取り扱いに関しても、宛名、但書の内容に至るまで、証拠書類としての統一性を伝えてきた。しかし、ある程度の期間が経ち、長く役員ををしてもらっている方は、法人化による厳正化という流れを理解してもらえているが、新規に入ってもらった方にはなかなか対応してもらえないこともある。改めてコンプライアンス研修をすべき時期なのかもしれない。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) アンダーカテゴリー部会 (U12, U15, U18) では、県全体、県下 7 (U15 部活動は 8) 地区に分かれての顧問会議において指導者に対して、また各種大会の開閉会式において選手全体に対して呼びかけている。しかし、世代が上がって、大学、社会人、シニアとなると、直接呼びかける機会は減ってしまうので、今後は当協会からの機関誌等で啓発を図るべきかと考えている。また、当協会が行っている指導者講習会では、コンプライアンス研修を必ず実施している。	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 細かな経理規程を定め、これを遵守している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在、当協会は日本スポーツ振興センターのくじ助成を受けているが、財務会計規則及びその他の関係規則・規程等を遵守し、適正に使用している。また、国体強化費や 6 年に 1 回の近畿ブロック大会の助成金交付を受けているが、同様に適正に使用している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 財務会計規則に基づき、経理担当者1名を事務局に置いて適正な会計処理を行っている。会計処理の内容については、財務委員長と2名の監事を定め複数人がチェックする体制を整えている。また、年2回の会計監査人による監査を受けている。	
<b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、事業計画書、収支予算書、事業報告書、役員名簿等を作成し、組織運営に当たっている。現在組織図及び役員名簿を当協会サイトにアップしている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会内の各組織において、個々に事業計画や事業報告を当協会サイトにアップし、情報発信を行っている。	
<b>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b>	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
特になし	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	